

# 令和6年度

市民税  
府民税  
森林環境税

# 特別徴収関係綴

市区町村コード 272272

東大阪市  
税務部 市民税課

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号(3階)

電話 06(4309)3135

FAX 06(4309)3809



©2018 Higashiosaka city

## 目次

	ページ
◎ I 市民税・府民税の特別徴収取り扱いについて	(1)
◎ II 異動届出書の記入のしかた	(2)
◎ III 納税者が退職・転勤などされた場合の異動届出書提出について	(3)
◎ IV 市民税・府民税の算出方法	(3)~(5)
◎ V 退職所得等の分離課税にかかる市・府民税の特別徴収について	(6)
◎ VI 納入書記入例	(7)~(8)
◎ VII 退職所得の納入申告書について	(16)
◎ 納入場所	(17)
◎ 特別徴収納期限カレンダー	(18)

## 様式

● 給与所得者異動届出書	(9)
● 特別徴収切替届出(依頼)書	(10)
● 給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書	(11)~(12)
● 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	(13)
● 納入書用紙(※(1)ページ「7. 納入書」をご参照ください。)	(14)~(15)
● 退職所得の納入申告書	(16)



## 令和6年度 市 府 民 税 森 林 環 境 税 特別徴収の依頼について

平素は本市の税務行政につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度の特別徴収税額の通知書をお届けいたしますので、事務ご多忙とは存じますが、なお一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

4月19日以降受理しました転勤・退職等の異動届出書に基づく変更につきましては、6月上旬に変更通知書を送付いたします。

なお、ご承知のとおり退職手当等に対する個人の市・府民税は、所得税と同様に、支払われる際に特別徴収し、納入していただくよう併せてお願いいたします。

### < 個人住民税の定額減税 >

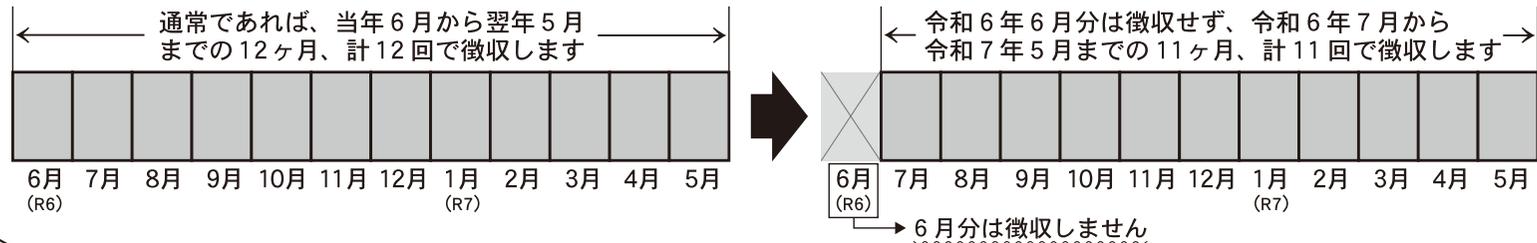
#### ○定額減税の対象となる方、定額減税額（特別控除の額）

令和6年度分の個人住民税のうち所得割課税のある居住者で、令和6年度分の個人住民税にかかる合計所得金額が1,805万円以下である方。また特別控除の額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその方の所得割額を超える場合には、その所得割額が限度となります。

1. 本人…1万円
2. 控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者を除く）…1人につき1万円

#### ○定額減税（特別控除）の対象となる方の実施方法

令和6年6月分の特別徴収（給与天引き）を行わず、特別控除後の税額を11分割し、令和6年7月分から令和7年5月分で特別徴収（給与天引き）を行います。



大阪府と府内すべての市町村は市民税・府民税・森林環境税の特別徴収を徹底しております。ご理解とご協力をお願いいたします。  
(※以下、本文中の「市民税・府民税」については森林環境税を含むものとします。)

## I 市民税・府民税の特別徴収取り扱いについて

### 1. 特別徴収とは

勤務先で、納税者の便宜を図るため給与所得者に代わって、毎月給与より徴収し（6月から翌年5月まで12回で分割徴収）納入していただく制度です。

ただし令和6年度については、定額減税により特別徴収の開始月が7月になる方がおられます。

### 2. 特別徴収義務者の指定

給与の支払いをする際、所得税を徴収して納入する義務のある者で、地方税法及び市税条例に基づき指定された者をいいます。

### 3. 特別徴収の方法で市民税・府民税を納めることになる人

納税義務者が令和5年中に給与所得（俸給、給料、賃金、歳費、賞与等）があり、令和6年4月1日現在において給与の支払いを受けている人。

### 4. 特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）

この通知書の上欄は、特別徴収をしていただく全員の年税額および月割額の合計額等を記載しております。

下欄は、各納税者の個人別明細書ですので市民税・府民税の徴収台帳として特別徴収義務者で保管していただき、納税者の異動等の手入れにご利用ください。

なお、この通知書に記載されている税額は、原則として先に提出していただきました給与支払報告書に基づいて計算していますが、給与支払報告書による計算と異なっている方は、所得税の確定申告書等を提出された給与以外の所得がある方か、寄附金控除、医療費控除等の申告をされた方です。

### 5. 特別徴収税額の通知書（納税義務者用）

この通知書は、先に提出いただきました給与支払報告書によって市民税・府民税を計算して納税者にお知らせするものですので、それぞれ該当の納税者にお渡しください。

### 6. 特別徴収税額の納入について

①6月から翌年5月まで毎月、給与の支払いをする際に各納税者から、月割額を特別徴収して一括のうえ、翌月10日までに納入してください。

②退職手当等に対する税額がある場合、その支払われた月分の納入書に給与から徴収する分と区分し、納入金額の「退職所得分」の欄に記入し、その金額を給与分と合計して納入してください。

### 7. 納 入 書

納入金額はあらかじめ印字していますので、**税額に変更がない場合は、何も記入せず納入してください。**

税額変更等がある場合は(7)(8)ページの記入例を参考にしてください。

※なお、自動振替サービスをご利用されている場合等において、一時的に納入書を必要とされる場合は、(14)(15)ページの納入書をご利用いただけます（コピーして利用も可）。

もしくは、市民税課までお問合せください。

### 8. 特別徴収税額の納期の特例について

特別徴収義務者は、事務所、事業所等で給与又は退職手当等の支払いを受ける者が常時10人未満であるものについては、市長の承認を受けた場合には年2回（6月から11月までに徴収した特別徴収税額については12月10日までに、12月から翌年5月までに徴収した分については6月10日までにまとめて）に分けて納入することができます。これは納期の特例規定であるため、徴収は毎月給与の支払い時にしてください。

◎上記の特例を希望される方は、「給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」(11)ページを提出してください。

※ 申請が承認された場合、原則毎年度特例が継続されます。

☆提出期限…該当の従業員等の異動があった月の翌月10日まで

## II 異動届出書の記入のしかた

給与等の支払者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号を記入してください。

この届出書の内容について応答できる方の、係名・氏名・電話番号を記入してください。

給与所得者の氏名(フリガナ)・住所を記入してください。なお、姓が変わった場合は、新姓も記入してください。

個人番号を記入してください。

退職により住所が異なる場合は、新しい住所を記入してください。なお、海外へ転出する際は納税管理人の設定を必要とする場合があります。

転勤等により、新勤務先が特別徴収を継続するとき、その事業所の名称・所在地・特別徴収指定番号・電話番号・担当者名・法人番号を記入してください。

(注) その場合、月割額を何月分から新勤務先にて徴収するのか、右欄に必ず記入してください。

一括徴収する場合は「1」又は「2」の番号を記入してください。

一括徴収しない場合は、該当理由番号を記入してください。なお、未徴収税額分については普通徴収に切替え、後日、市役所より本人あてに納付書をお送りしますので、その旨を本人にお知らせください。

◎eLTAX(地方税ポータルシステム)をご活用ください。  
インターネットを利用して、異動届出や給与支払報告等の手続き、納税を電子的に行うことができます。  
なお、eLTAXを利用するためには電子証明書の取得などの手続きが必要です。  
詳しくはeLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

受付印 6

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書  
道府県民税 特別徴収

整理番号	特別徴収指定番号	5年度	特別徴収指定番号
	宛名番号	6年度	特別徴収指定番号
	特別徴収指定番号		宛名番号

給与所得者(特別徴収義務者) 提出

所在地(フリガナ) 新姓

氏名(フリガナ) 姓

個人番号

異動事由

特別徴収税額(年税額) (ア)

徴収済税額(年税額) (イ)

未徴収税額(年税額) (ウ)

異動年月日

異動後の未徴収税額の徴収方法

1. 軽傷・転籍  
2. 退職  
3. 死亡  
4. 休職  
5. 喪失  
6. 喪失少額  
7. 支払不定期  
8. その他

1. 特別徴収継続  
2. 一括徴収  
3. 普通徴収(本人が納付)

新しい勤務先へは、月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

受給者番号

納入書の要否  必要  不要 (新規の場合のみ適用)

1. 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

特別徴収指定番号

氏名

当名電

氏名

法人番号

※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

2. 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 徴収予定額(ウ)と同額を右欄に記入

2. 異動年月日が1月1日以後でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。

3. 普通徴収の(一括徴収しない)場合(1)及び(2)に当てはまらない場合に記入してください。

1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。

2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。

3. 死亡による退職のため。

5年度 月分以降の月割額は

6年度 月分以降の月割額は

1. 特別徴収義務者を変更  
2. 普通徴収切替  
3. 一括徴収  
4. その他

1. 特別徴収義務者を変更  
2. 普通徴収切替  
3. 一括徴収  
4. その他

市町村処理欄

特別徴収税額等通知書の指定番号と宛名番号を記入してください。

異動の年月日を記入してください。

該当する異動事由番号を、記入してください。  
※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

(例) 10月分まで特別徴収し、11月分から5月分までを10月分と共に一括して納める場合は、「10月分」と記入し、  
上記(イ)徴収済税額は「10月分まで」  
上記(ウ)未徴収税額は「11月分から」として記入してください。

徴収予定額には、上記(ウ)の未徴収税額と同一の額を記入してください。

(ア) 特別徴収税額欄  
特別徴収税額の通知書の「特別徴収税額」欄の税額を記入してください。

(イ) 徴収済税額欄  
何月分から何月分まで徴収したか、及び、その合計額を記入してください。

(ウ) 未徴収税額欄  
何月分から何月分までが未徴収か、及び、その合計額(ア)-(イ)を記入してください。

### Ⅲ 納税者が退職・転勤などされた場合の異動届出書提出について

特別徴収税額を通知した納税者のうち、退職・転勤・休職などのため給与の支払いがなくなったときには、**給与支払報告**に係る**給与所得者異動届出書**を作成して異動（退職・転勤・休職など）があった日の翌月10日までに提出してください。なお、(9)ページの本市様式を使用することもできます。

提出された届出書によって、給与の支払いを受けなくなった月以後の税額を、転勤先で特別徴収していただくか、普通徴収に切り替えて本人から直接納付していただくことになりますので、異動があった場合は、期日までに必ずご提出ください。

この届出書の提出が遅れますと、退職者の分や転勤者の分により滞納の取り扱いを受け、特別徴収義務者にご迷惑をかけるほか、納税者にも一度に多額の税金を納めていただくことになります。

なお、納税者が賦課期日（令和6年1月1日）後に本市から転出されても、本年度分の市民税・府民税については本市に納税義務がありますから、特別徴収を継続してください。

#### 退職・休職などがあった場合の税額の取り扱いについて

6月1日から12月31日までに退職・休職された場合、納税者より退職月の翌月分から5月分までの税額（残税額）を、給与や退職手当から差し引いて納めたい旨の申し出があった場合、特別徴収義務者において、その残税額を給与や退職手当から差し引いて納めていただくことになります。

なお、1月1日から4月30日までに退職された場合には「本人の申出」の有無にかかわらず残税額をまとめて徴収していただくことになります（死亡退職は除く）。

#### 【おねがい】

退職者の特別徴収未徴収税額が少額の場合は退職の際なるべく徴収のうえ、納付くださるよう、納税者の方々にご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### Ⅳ 市民税・府民税の算出方法

#### 1. 納税義務のある人

給与所得者で令和6年1月1日現在、東大阪市に住所を有する人（非課税者を除く。）

#### 2. 非課税者の範囲

- (1) 前年中に所得がなかった人
- (2) 令和6年1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (3) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下であった人
- (4) 均等割額・森林環境税の非課税措置

$35 \text{万円} \times \frac{\text{本人} \cdot \text{同一生計配偶者} + \text{及び扶養親族の合計数}}{\text{養親族を有する場合に限る}} + 10 \text{万円} + 21 \text{万円}$ （同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に限る）

#### 3. 所得割額の非課税措置

前年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が次の算式によって計算した金額以下である人に対しては所得割は課税されません。

$35 \text{万円} \times \frac{\text{本人} \cdot \text{同一生計配偶者} + \text{及び扶養親族の合計数}}{\left[ \begin{array}{l} \text{同一生計配偶者又} \\ \text{は扶養親族を有す} \\ \text{る場合に限る} \end{array} \right]}$

#### 寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、府民税は4%に相当する金額

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、右の表の該当区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、府民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

#### 4. 税額の計算

令和6年度の市民税・府民税は前年の所得金額（令和5年分）を基礎として、次の方式により計算したものです。（例 給与のみの場合）  
尚、税法の改正があった場合は、新税法に基づいて計算しています。



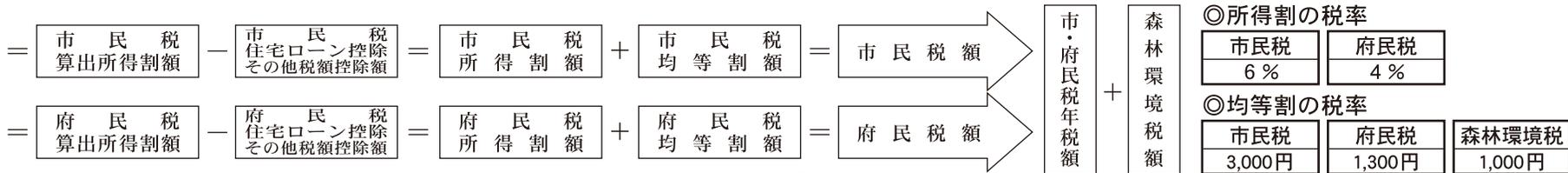
#### ◎ 所得控除

控除の種類	範囲	控除額	控除の種類	範囲	控除額
雑損控除	損失額－保険等により補てんされた額＝A（A－総所得金額等× $\frac{100}{100}$ ）と（Aのうち災害関連支出の金額－5万円）のいずれか多い方の金額	左の計算で得た金額	障害者控除	一般障害者	本人、同一生計配偶者及び扶養親族が障害者である場合 260,000円
選択制 医療費控除	（支払った医療費の金額）－（保険等で補てんされた金額）－（総所得金額等× $\frac{100}{100}$ 又は10万円のどちらか低い額）	最高 2,000,000円		特別障害者	本人、同一生計配偶者及び扶養親族が特別障害者（重度の障害の人）である場合 300,000円
	セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）	（スイッチOTC医薬品の購入金額）－（保険等で補てんされた金額）－12,000円		最高 88,000円	同居特別障害者
社会保険料控除	健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、介護保険等を支払った保険料	支払った全額		寡婦控除	①合計所得金額500万円以下の人で、夫と離婚し、その後婚姻していない人で子以外の扶養親族がいる人 ②合計所得金額500万円以下の人で、夫と死別（生死不明を含む）し、その後婚姻していない人（扶養親族等の要件無し） 260,000円
小規模企業共済等掛金控除	支払った小規模企業共済掛金など	支払った全額	ひとり親控除	婚姻歴の有無を問わず生計を一にする子（総所得金額等48万円以下）を有する単身の人 ※ただし、住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載があるものは対象外 300,000円	
生命保険料控除	（1）～（3）の計算式に基づいて各控除額を算出し、合計額（上限70,000円）を生命保険料控除額として適用します。平成25年度住民税から計算方法が変更しています。			勤労学生控除	合計所得金額が75万円以下の人で自己の勤労によらない所得が10万円以下の人 260,000円
	（1）平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除【新契約】 （一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料）	支払った保険料の金額（a）が ① 12,000円以下 ② 12,000円超 32,000円以下 ③ 32,000円超 56,000円以下 ④ 56,000円超	（a）の金額 （a）×1/2+6,000円 （a）×1/4+14,000円 一律 28,000円		
地震保険料控除	（2）平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除【旧契約】 （旧一般生命保険料・旧個人年金保険料）	支払った保険料の金額（b）が ① 15,000円以下 ② 15,000円超 40,000円以下 ③ 40,000円超 70,000円以下 ④ 70,000円超	（b）の金額 （b）×1/2+7,500円 （b）×1/4+17,500円 一律 35,000円		
	（3）新契約と旧契約の双方に加入している場合	一般生命保険料控除・個人年金保険料控除については、控除ごとに計算方法を選択することができます。ただし、新契約と旧契約の両方で控除の適用を受ける場合の適用限度額はそれぞれ28,000円となります。			
地震保険	① 地震保険(A) 契約に係るもの	居住家屋等を保険等の目的とし、地震等を原因とし、支払われる保険金等の保険料の金額	保険料の1/2 （上限25,000円）		
	② 長期損害保険(B) 契約に係るもの ※平成18年末日までの締結分に限る。締結日以降の変更契約は無効	5,000円以下	支払った保険料全額		
		5,000円超 15,000円以下	（B）×1/2+2,500円		
控除	③ 地震保険(A)と長期損害保険(B)契約に係るものがある場合	控除限度額 25,000円	（A）を上記①により求めた金額 + （B）を上記②により求めた金額		

#### ◎ 税額調整（次の算式により調整額がでる方は所得割額から控除します。）

$$35 \text{ 万円} \times \text{本人・同一生計配偶者及び扶養親族の合計数} + 10 \text{ 万円} + 32 \text{ 万円} - (\text{総所得金額等} - \text{税額控除後の所得割額}) = \text{調整額}$$

ただし32万円加算する者は同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合は。



### ◎所得控除

※納税者の前年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限る

控除の種類	範囲	控除額
配偶者控除(一般)	納税者*と生計を一にする配偶者(前年中の合計所得金額48万円以下)の場合	別表のとおり
配偶者控除(老人)	控除対象配偶者のうち、年令70歳以上の人(昭和29年1月1日以前に生まれた人)の場合	別表のとおり
配偶者特別控除	納税者*と生計を一にする配偶者(事業専従者は除く)の前年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合	別表のとおり

扶養控除	年少(16才未満)扶養親族	16才未満の人(平成20年1月2日以降に生まれた人)は、平成24年度以降は控除が廃止されました。	0円
	一般扶養親族	納税者と生計を一にする扶養親族である人[年少(16才未満)扶養親族・特定扶養親族・老人扶養親族の方は除く]	330,000円
	特定扶養親族	扶養親族のうち、19才以上23才未満の人(平成13年1月2日～平成17年1月1日に生まれた人)	450,000円
	同居老親等以外の老人扶養親族	扶養親族のうち、年令70才以上の人(昭和29年1月1日以前に生まれた人)	380,000円
	同居老親等の老人扶養親族	扶養親族のうち、年令70才以上の人(昭和29年1月1日以前に生まれた人)で、納税者又はその配偶者の直系尊属で同居を常況としている人	450,000円

基礎控除	各納税者の合計所得金額		控除額
	2,400万円以下		430,000円
	2,400万円超2,450万円以下		290,000円
	2,450万円超2,500万円以下		150,000円
	2,500万円超		適用なし

### 所得金額調整控除

その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、以下のいずれかの事由に該当するものの総所得金額を計算する場合には、給与所得金額から次の算式より計算した金額を控除します。

- 事由 a. 特別障害者に該当するもの  
 b. 年齢23歳未満の扶養親族を有するもの  
 c. 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するもの
- 算式 (給与等の収入金額〈上限：1,000万円〉－850万円) × 10%

### 【別表】

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
	配偶者控除額	一般 33万円 老人 38万円	22万円 26万円
配偶者特別控除額	所得金額		控除額
	48万円超 95万円以下		33万円 22万円 11万円
	95万円超 100万円以下		33万円 22万円 11万円
	100万円超 105万円以下		31万円 21万円 11万円
	105万円超 110万円以下		26万円 18万円 9万円
	110万円超 115万円以下		21万円 14万円 7万円
	115万円超 120万円以下		16万円 11万円 6万円
	120万円超 125万円以下		11万円 8万円 4万円
	125万円超 130万円以下		6万円 4万円 2万円
130万円超 133万円以下		3万円 2万円 1万円	

### ◎税額控除(所得割額から控除します。)

#### 住宅借入金等特別控除

所得税の住宅借入金等特別控除を受け、所得税から住宅借入金等特別控除が引ききれなかった場合、市・府民税からも控除ができます。

#### 調整控除

合計課税所得金額が200万円以下のとき

次の①と②のいずれか小さい額の5%(市民税3%・府民税2%)に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超のとき

①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市民税3%・府民税2%)に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額	控除の種類	金額	控除の種類	金額
障害者控除	一般 1万円	寡婦控除	1万円	扶養控除	一般 5万円	同居特別障害者控除	22万円
特別	10万円	勤労学生控除	1万円		特定	18万円	配偶者
ひとり親控除	父 1万円	配偶者	一般 5万円	老人	10万円	特別控除*	50万円以上55万円未満 3万円
母	5万円	控除**	老人 10万円	同居老親	13万円	基礎控除	5万円

\*配偶者控除と配偶者特別控除は、納税者の合計所得金が900万円以下の場合の金額

\*\*基礎控除が適用されなくなる合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除も適用されなくなります。

寄附金控除 (3) ページ 右下「寄附金税額控除」をご覧ください。

## V 退職所得等の分離課税にかかる市・府民税の特別徴収について

市民税・府民税は、所得の発生した翌年度に課税されますが、退職所得（退職手当、一時恩給、その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与。以下「退職手当等」といいます。）の課税については、所得税と同様に他の所得と分離して、退職手当等の支払われる月に特別徴収していただくことになっております。このように、特別徴収される退職手当等に対する個人の市・府民税を「分離課税にかかる所得割」といいます。

### 1. 分離課税にかかる所得割の納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在に東大阪市に住所を有し、退職手当等の支払を受ける人です。ただし、死亡による退職者および1月1日現在生活保護法の規定による生活扶助を受けている人は除かれます。

### 2. 分離課税にかかる市・府民税の納入手続

退職手当等を支払われる際には、所得税と同様に市・府民税を徴収して、退職者が退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在の住所の市町村に、徴収した月の翌月10日までに「納入書」により、納入場所で納入してください（給与所得に係る特別徴収税額とあわせて同一納入書で納めてください）。

なお、納入書の記載については、必ず税額欄の「退職所得分」欄に納入税額を記載してください。法人の場合は、納入書裏面の納入申告書に所要事項を記載してください。個人事業主の場合は、(16) ページの納入申告書に記載のうえ、東大阪市納税課へ送付してください。

※税制改正等により、計算方法が変更される場合があります。

## 3. 分離課税にかかる所得割の計算

勤続年数が5年以内の法人役員等以外（退職所得控除額を控除した残額が300万円以下）の計算方法

退職所得の金額  (収入金額－退職所得控除額)×1/2	×	税率		=	特別徴収すべき税額	
		市町村民税 (特別区民税)	道府県民税 (都民税)		市町村民税額 (特別区民税額)	道府県民税額 (都民税額)
		6%	4%			

勤続年数が5年以内の法人役員等以外（退職所得控除額を控除した残額が300万円を超える）の計算方法

退職所得の金額  150万円+(収入金額-(300万円+退職所得控除額))	×	税率		=	特別徴収すべき税額	
		市町村民税 (特別区民税)	道府県民税 (都民税)		市町村民税額 (特別区民税額)	道府県民税額 (都民税額)
		6%	4%			

勤続年数が5年以内の法人役員等の計算方法

退職所得の金額  (収入金額－退職所得控除額)	×	税率		=	特別徴収すべき税額	
		市町村民税 (特別区民税)	道府県民税 (都民税)		市町村民税額 (特別区民税額)	道府県民税額 (都民税額)
		6%	4%			

- (注) 1. 退職所得の金額について、1,000円未満の端数がある場合は、1,000円未満の金額を切り捨てる。(退職所得の金額は、1,000円単位)  
2. 特別徴収すべき税額（市町村民税額、道府県民税額）に、100円未満の端数がある場合は、それぞれ100円未満の端数を切り捨てる。(特別徴収すべき税額は100円単位)

### ●退職所得控除の計算

勤続年数	退職所得控除額	
勤続年数が20年以下の場合	40万円×勤続年数（最低80万円）	障害者になったことに直接基因して退職された場合は、左記により計算した金額に100万円が加算されます。
勤続年数が20年を超える場合	800万円+70万円×（勤続年数－20年）	

死亡により支払われる退職手当等については、相続税の課税対象となりますので、市・府民税は課税されません。

## VI 納入書記入例

### 納入金額に変更が生じた場合

- ・納入金額(1)を二重線で抹消(訂正印不要)してください。
- ・納入金額(2)欄の「給与分」と「合計額」に納入する金額を記入してください。
- ・各金額欄に『¥』記号は不要です。

大阪府 東大阪市 市民税 府民税 (特別徴収) 納入済通知書 (公)		
市区町村コード	口座番号	加入者名
2 7 2 2 7 2	00910-9-960028	東大阪市会計管理者
年 月 分	指 定 番 号	納入金額(1) 円
0 6 0 8	0 9 8 7 6 5 0 3	<del>30,000</del>
2 7 2 2 7 2	給与分 (一括徴収分を含む)	0 0 0 0 1 5 0 0 0
納入金額(1)を変更する時のみ右の納入金額(2)を記入(裏面参照)	退職所得分	
	延滞金	
納期限 6年 9月 10日	合計額	0 0 0 0 1 5 0 0 0
取りまとめ局 〒539-8794 大阪府金事務センター		
領収日付印	住所 東大阪市〇〇町〇-〇-〇 氏名 株式会社 〇〇〇〇〇	納

横線で抹消

各金額欄に『¥』記号、訂正印は不要です。

給与分と合計額の欄に変更後の金額を記入

¥記号不要

### 予備の納入書を使用される場合

- ・納入する年月分を記入してください。
- ・納入金額(2)欄の各欄と「合計額」に納入する金額を記入してください。
- ・各金額欄に『¥』記号は不要です。

大阪府 東大阪市 市民税 府民税 (特別徴収) 納入済通知書 (公)		
市区町村コード	口座番号	加入者名
2 7 2 2 7 2	00910-9-960028	東大阪市会計管理者
年 月 分	指 定 番 号	納入金額(1) 円
0 6 1 0	0 9 8 7 6 5 0 3	*****
2 7 2 2 7 2	給与分 (一括徴収分を含む)	0 0 0 0 3 1 5 0 0
納入金額(1)を変更する時のみ右の納入金額(2)を記入(裏面参照)	退職所得分	
	延滞金	
納期限 年 月 日	合計額	0 0 0 0 3 1 5 0 0
取りまとめ局 〒539-8794 大阪府金事務センター		
領収日付印	住所 東大阪市〇〇町〇-〇-〇 氏名 株式会社 〇〇〇〇〇	納

年月分を記入

各金額欄に『¥』記号、訂正印は不要です。

各区分の金額と合計額を記入

¥記号不要

〈ご注意〉納入金額に変更のない場合は何も記入しないでください。

## 退職所得を合算して納入していただく場合

- ・納入金額(1)を二重線で抹消(訂正印不要)してください。
- ・納入金額(2)欄の「給与分」と「退職所得分」と「合計額」に納入する金額を記入してください。
- ・各金額欄に『¥』記号は不要です。
- ・納入書裏面の納入申告書も記入してください。

大阪府 東大阪市 市民税 府民税 (特別徴収) 納入済通知書 (公)		
市区町村コード 2 7 2 2 7 2	口座番号 00910-9-960028	加入者名 東大阪市会計管理者
年 月 分 0 6 0 8	指 定 番 号 0 9 8 7 6 5 0 3	納入金額(1) 円 30,000
納 入 金 額 (1) を 変 更 す る 時 の み 右 の 納 入 金 額 (2) を 記 入 (裏面参照)	給与分 一括徴収 分を含む 2 7 2 2 7 2	退職 所得分 1 3 5 0 0 0
納 入 金 額 (2)	延滞金	合 計 額 1 6 5 0 0 0
納期限 6年 9月 10日	取りまとめ局 〒539-8794 大阪貯金事務センター	住所 〒577-8521 東大阪市〇〇町〇-〇-〇
領収日 付印	氏名 株式会社 〇〇〇〇〇	納

横線で抹消

各金額欄に「¥」記号、訂正印は不要です。

給与分の金額を記入

退職所得分の金額を記入

合計額を記入

¥記号不要

裏面：納入申告書（法人の場合のみ）

- ① 徴収月を記入してください。
- ② 退職手当等を支給した人の数を記入してください。
- ③ 支給した退職手当等の総支払金額を記入してください。
- ④ 算出した市・府民税額を記入してください。
- ⑤ 法人番号13桁を記入してください。

市 民 税 納 入 申 告 書	
(宛先) 東大阪市長	受付印
6年 9月 5日提出	
6年 8月分	人員 1人
退職手当等支払金額	1 8 0 0 0 0 0 0
特別徴収 税 額	市 民 税 8 1 0 0 0
	府 民 税 5 4 0 0 0
(特別徴収義務者)	
所在地	〒577-8521 東大阪市〇〇町〇-〇-〇
名称	株式会社 〇〇〇〇〇
法人番号	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	

①

②

③

④

⑤

※個人事業主の場合は、裏面：納入申告書は記入せず納入してください。  
(16)ページの納入申告書に記入のうえ、納税課へ送付してください。

受付印

6

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書  
道府県民税 特別徴収

整理番号

1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税、道庁県民税）を給与控除し、通常の所得税（住民税）を給与控除している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した（従業員等が異動（退職・転勤等）した場合）に提出いただく用紙です。提出期は、**該当の従業員が異動があった月の翌月10日まで**です。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。  
2 機械読み取りを行う場合がありますので、**本枠内へ記入してください。**訂正する場合は、重観で抹消してください。  
3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

市町村長 令和 年 月 日 提出	所在地名 （特別徴収義務者） 個人番号又は法人番号 （右詰めでご記入ください）	課税 氏名 電話番号 内線	特別 徴収 指定 番号 5年度 6年度	特別 徴収 指定 番号 宛番号
------------------------	--	------------------------	------------------------------------	-----------------------------

フリガナ 氏名 生年月日 元号 個人番号 1月1日現在 異動後	新 姓 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 年 月 日	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円	(イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 月分 月分まで	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 月分 月分まで	異動年月日 令和 年 月 日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる 普通徴収への切替はできません。 番号を記入 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 8. その他の理由を右欄へ記入	異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)
---	---	-----------------------------	---	---------------------------------------	-------------------	--	--

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

所在地名 フリガナ 新 勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収指定番号	氏名 電話番号	新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	番号を記入 ① 必要 ② 不要

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (ウ)と同額)を 右欄に記入	円	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納期限) で納入します。
---	----------------------------	---	------------------------------------

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。
---

旧特別徴収処理欄	5年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	6年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

市町村処理欄

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

# 年度 特別徴収切替届出(依頼)書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div> 東大阪市長 年 月 日 提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	法人番号 <small>(個人番号は記載不要)</small>														特別徴収義務者 指定番号	
		フリガナ															
		名称 (氏名)													連絡先	所属	
		代表者名														氏名	
		所在地 (住所)	郵便番号	-												電話	

給与 所得者	フリガナ													年税額 (ア)		円
	氏名													納付済税額 (イ)	_____ 期分まで	円
	現住所	郵便番号	-											差引徴収税額 (ア) - (イ)		円
														特別徴収 (給与差引)	<input type="checkbox"/> 月分から特別徴収を希望します (納期限は翌月 10 日です)	
	住所 (1月1日)													通知書番号		
	生年月日	年	月	日											普通徴収税額の 口座振替該当有無	有
備考															※ _____ 月 _____ 日までに税額の通知書が届かない場合、事前に電話連絡を希望します。	

- (注)・特別徴収開始月は、給与計算の締切日等を考慮して記入してください。
- ・特別徴収開始月(6月を除く)は、15日までに届いたものは届いた月の翌月(通知発送は翌月上旬)、それ以降に届いたものは届いた月の翌々月(通知発送は翌々月上旬)となります。
  - ・6月からの特別徴収開始を希望される場合は、原則その年の4月末までに本届出(依頼)書を提出してください。5月以降に本届出(依頼)書が届いた場合は、原則7月以降に特別徴収が開始されますのでご注意ください。
  - ・年税額欄には、納税通知書の「年税額」欄の金額を記入してください。
  - ・過年度該当分は、特別徴収に切り替えることができません。

市役所記入欄			
給報管理 特徴	納入書	お知らせ 郵送・TEL	月割額(計: _____ 円)
未・済・不要	未・済・不要	未・済・不要	_____ 月 _____ 円
口振停止	督 抜	お知らせ日	_____ 月 ~ _____ 円
未・済・不要	未・済・不要	/	市担当 _____

※下記の欄には記入しないでください。

A	B	C	D	E	F	G

給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

( 年 月 日 提出)



(宛先)  東大阪市長	① 給与支払者 (特別徴収義務者)	法人番号 <small>(個人番号は記載不要)</small>																	② 特別徴収義務者 指定番号		
		名称(氏名)																	連絡先	③ 担当者の 所属 ・氏名	
		所在地(住所)																		④ 電話番号	

地方税法第321条の5の2(法第328条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

⑤ 特例の適用を受けようとする税額	年 月分( 月 日納期限分)以降の特別徴収税額 (給与所得及び退職所得)					
⑥ 申請の日前6ヶ月間の各月の給与の支払いを受ける者の人数及び各月の支払い金額 (※東大阪市以外の勤務者も含めて記入してください。)	年 月	常時勤務者	臨時勤務者	年 月	常時勤務者	臨時勤務者
	年 月	円 人	円 人	年 月	円 人	円 人
	年 月	円 人	円 人	年 月	円 人	円 人
	年 月	円 人	円 人	年 月	円 人	円 人
⑦ (1) 最近において市税の納付又は納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときはその理由の詳細 (2) 申請の日前1年以内に納期の特例について、その承認を取り消しされたことがある場合には、その年月日						
⑧ 給与の支払いを受ける者のうち東大阪市内の居住者	申請日の属する年の1月1日現在		人	申請日現在		人

※記入しないでください。	処理区分	却下の理由
	承認	
	却下	

承認通知書発送年月日 : 受付番号

(注) 1. 申請書の書き方については裏面をご覧ください。  
2. 常時10人未満でなくなった場合には遅滞なくその旨を届け出てください。

②特別徴収義務者指定番号は必ずご記入ください。

## 申請についての注意事項

### ◇申請書の書き方

- ①の欄には  
申請者が個人である場合には、その氏名及び住所を、法人である場合には、法人名並びに代表者の氏名及び本店又は主たる事務所の所在地をそれぞれ記入してください。ただし、法人の本店又は主たる事務所以外の事務所等で市民税・府民税を特別徴収し、納入しているものが申請者である場合には、その事務所等の名称並びに当該事務所等の責任者の氏名及び所在地を記入してください。
- ②の欄には  
当市から通知されている「特別徴収義務者指定番号」を必ず記入してください。
- ③の欄には  
担当者の所属及び氏名を記入してください。
- ④の欄には  
連絡の際の電話番号を記入してください。
- ⑤の欄には  
特例の適用開始を希望する年月を記入してください。
- ⑥の欄には  
申請の前日 6 ヶ月間の各月の給与支払いを受ける者の人数及び各月の支払い金額を記入してください。ただし常時の勤務者と臨時の勤務者は区別して記入してください。
- ⑦の欄には  
該当する場合に限り必要事項を記入してください。
- ⑧の欄には  
給与の支払いを受ける者のうち東大阪市内に居住している者の人数を記入してください。

### ◆市民税・府民税特別徴収税額の納期の特例制度について

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与所得の支払いを受ける人数（従業員の総数）が常時 10 人未満である特別徴収義務者です。  
(注)「常時 10 人未満」とは、常に 10 人に満たないということであって、多忙時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であることです。
- (2) (1) に該当する特別徴収義務者が、この特例の規定の適用を受けようとする場合には、東大阪市内に申請し、その承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払いにかかる給与所得及び退職所得について特別徴収した市民税・府民税額は、それぞれ次に掲げる納期限までに納入することになります。

給与の支給期間	退職手当等の支給期間	納期限
6月から11月までの支給分	6月から11月までの支給分	12月10日まで
12月から5月までの支給分	12月から5月までの支給分	6月10日まで

- (4) 最近において市税の納付又は納入の遅延がある場合においては、この特例の承認を受けられないことがあります。またこの承認を受けましても市税を滞納しますとこの特例の承認を取り消されることがあります。
- (5) 申請のあった月から納期の特例が適用になります。

納期の特例に関するお問い合わせ  
納税課 06-4309-3148



大阪府 東大阪市	市民税 府民税 (特別徴収) 領 収 証 書 (公)
市区町村コード	
2 7 2 2 7 2	

口座番号	加入者名
00910-9-960028	東大阪市会計管理者
	指定番号
年 月分	

納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
	退職所得分										
	延滞金										
	督促手数料										
	合計額										

納 期 限	年 月 日
(特別徴収義務者)	
所在地	
名 称	

上記のとおり領収しました。	領収日付印
---------------	-------

(納入者保管)

※年の途中で税額を変更することがあります。納入金額は納入の際に記入してください。

大阪府 東大阪市	市民税 府民税 (特別徴収) 納 入 書 (公)
市区町村コード	
2 7 2 2 7 2	

口座番号	加入者名
00910-9-960028	東大阪市会計管理者
	指定番号
年 月分	

納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
	退職所得分										
	延滞金										
	督促手数料										
	合計額										

納 期 限	年 月 日
(特別徴収義務者)	
所在地	
名 称	

上記のとおり納入します。	領収日付印
※ 日計	口 円
※印はゆうちょ銀行・郵便局において使用する欄です。	

(14)

(金融機関保管)

※退職所得に対する市府民税がある場合は、裏面にも記入してください。

大阪府 東大阪市	市民税 府民税 (特別徴収) 納 入 済 通 知 書 (公)
市区町村コード	
2 7 2 2 7 2	

口座番号	加入者名
00910-9-960028	東大阪市会計管理者
	指定番号
年 月分	

納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
	退職所得分										
	延滞金										
	督促手数料										
	合計額										

納 期 限	年 月 日
(特別徴収義務者)	
所在地	
名 称	

取りまとめ局	領収日付印			
〒539-8794 大阪貯金事務センター				
上記のとおり通知します。				
<table border="1"> <tr> <td>取りまとめ店</td> </tr> <tr> <td>受付店→り そな 銀行</td> </tr> <tr> <td>東大阪支店→市町村</td> </tr> </table>	取りまとめ店	受付店→り そな 銀行	東大阪支店→市町村	
取りまとめ店				
受付店→り そな 銀行				
東大阪支店→市町村				

(東大阪市保管)

市 民 税 納 入 申 告 書												
(宛先) 東大阪市長										受付印		
年 月 日 提出												
年 月 分										人 員		
										人		
退職手当等 支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
特別徴 収税額	市民税											
	府民税											
特別徴収義務者												
所在地												
名称												
法 人 番 号												
<p>地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。</p>												

◎納入書等記入上の留意点

1. 納入書について(表面)

- (1) 納入の際には所在地・名称を必ず記入してください。
- (2) 該当の「年月分」を記入してください。
- (3) 「納入金額」欄は給与から徴収した税額分および退職者の未徴収税額を一括徴収した税額分は「給与分」欄に、退職所得から徴収した退職所得に対する税額分については「退職所得分」欄に記入してください。

2. 納入申告書について(裏面)(法人の場合のみ)

- (1) この申告書は退職所得に対する市・府民税を納入する際に使用する申告書ですから退職手当等の支払いがあった月のみ記入してください。
- (2) 納入申告書の各欄は次により記入してください。
  - ア. 「年月分」欄……退職手当等から市・府民税を特別徴収した年と月を記入してください。
  - イ. 「人 員」欄……退職手当等を支給した人の数を記入してください。
  - ウ. 「退職手当等支払金額」欄  
……支給した退職手当等の総支払金額を記入してください。
  - エ. 「特別徴収税額」欄の  
「市民税」欄……算出した市民税額を記入してください。  
「府民税」欄……算出した府民税額を記入してください。
  - オ. 「特別徴収義務者」欄  
……「所在地」「名称」「法人番号(13桁)」を記入してください。

※この綴込みの予備用紙はコピーして利用も可能です。  
 ※個人事業主の方で、退職所得に対する市・府民税を納入する場合は、納入書の裏面の納入申告書は記入しないでください。(16)ページの納入申告書に記入のうえ、納税課へ送付してください。

## Ⅶ 退職所得の納入申告書について

退職所得に対する市・府民税を納入する際に使用する申告書です。

個人事業主の場合は、右の納入申告書に記入のうえ、東大阪市納税課へ送付してください。

法人の場合は、納入する際に、納入書の裏面にある納入申告書を記入された場合は、右の納入申告書を  
送付していただく必要はありません。

・納入申告書の各欄は次により記入してください。※(16)ページをコピーして利用も可。

ア.「年月分」欄……退職手当等から市・府民税を特別徴収した年と月を記入してください。

イ.「人員」欄……退職手当等を支給した人の数を記入してください。

ウ.「退職手当等支払金額」欄

……支給した退職手当等の総支払金額を記入してください。

エ.「特別徴収税額」欄の

「市民税」欄……算出した市民税額を記入してください。

「府民税」欄……算出した府民税額を記入してください。

オ.「特別徴収義務者」欄の

「所在地」「名称」欄……記入してください。

「指定番号」欄……記入してください。

「法人番号又は個人番号」欄……法人の場合は13桁の法人番号を、個人事業主の場合は12桁の個人番号を記入して  
ください。

送付先・お問い合わせ先（退職所得の納入申告書）

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市 税務部 納税課

電話 06-4309-3147

市 民 税 納 入 申 告 書 府 民 税												
(宛先) 東大阪市長										受付印		
年 月 日 提出												
年 月 分										人員		
										人		
退職手当等 支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
特別徴 収税額	市民税											
	府民税											
特別徴収義務者												
所在地												
名称												
指定番号												
法人番号 または 個人番号												
<p>地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の 規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の 納入について申告します。</p>												

◎ 納 入 場 所 (令和6年4月1日現在)

○東大阪市役所市税取扱窓口

本庁、各行政サービスセンター

○市税取扱金融機関

〔銀 行〕 りそな、みずほ、北陸、三十三、滋賀、京都、  
関西みらい、池田泉州、南都、紀陽、阿波、  
百十四、みなと、徳島大正

〔信 用 金 庫〕 京都、大阪、大阪厚生、大阪シティ、大阪商工、  
永和、尼崎

〔信 用 組 合〕 大同、成協、のぞみ、近畿産業、ミレ

〔労 働 金 庫〕 近畿

〔農業協同組合〕 グリーン大阪、大阪中河内

〔ゆうちょ銀行・郵便局〕

※近畿2府4県（大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、兵庫県、  
和歌山県）に所在するゆうちょ銀行・郵便局に限る。

◎ 延滞金の額は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、またはその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合【当該年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。】を乗じて計算した金額となります。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

なお、納期限までに税金を完納されないため督促状が発せられ、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金にかかる徴収金を完納されないときは、滞納処分を行うこととなります。

全国統一様式に準じて独自に作成した納入書を使用されている場合は、特別徴収義務者指定番号及び特別徴収した年月分を記入してください。

# 市民税・府民税 特別徴収納期限カレンダー

令和6年度

(令和6年7月～令和7年6月)

<p>令和6年7月</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>・</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr> <tr><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td></tr> <tr><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td></tr> <tr><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td></tr> <tr><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr> </tbody> </table>	日	月	火	水	木	金	土	・	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	<p>令和6年8月</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr> <tr><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td></tr> <tr><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td></tr> <tr><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr> </tbody> </table>	日	月	火	水	木	金	土	・	・	・	・	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	・	・	・	・	・	・	・	<p>令和6年9月</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td></tr> <tr><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td></tr> <tr><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr> <tr><td>29</td><td>30</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr> </tbody> </table>	日	月	火	水	木	金	土	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	<p>令和6年10月</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>・</td><td>・</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td></tr> <tr><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td></tr> <tr><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td></tr> <tr><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr> </tbody> </table>	日	月	火	水	木	金	土	・	・	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	・	・	・	・	・	・	・	・	・
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																	
・	1	2	3	4	5	6																																																																																																																																																																																																	
7	8	9	10	11	12	13																																																																																																																																																																																																	
14	15	16	17	18	19	20																																																																																																																																																																																																	
21	22	23	24	25	26	27																																																																																																																																																																																																	
28	29	30	31	・	・	・																																																																																																																																																																																																	
・	・	・	・	・	・	・																																																																																																																																																																																																	
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																	
・	・	・	・	1	2	3																																																																																																																																																																																																	
4	5	6	7	8	9	10																																																																																																																																																																																																	
11	12	13	14	15	16	17																																																																																																																																																																																																	
18	19	20	21	22	23	24																																																																																																																																																																																																	
25	26	27	28	29	30	31																																																																																																																																																																																																	
・	・	・	・	・	・	・																																																																																																																																																																																																	
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																	
1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																																																																	
8	9	10	11	12	13	14																																																																																																																																																																																																	
15	16	17	18	19	20	21																																																																																																																																																																																																	
22	23	24	25	26	27	28																																																																																																																																																																																																	
29	30	・	・	・	・	・																																																																																																																																																																																																	
・	・	・	・	・	・	・																																																																																																																																																																																																	
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																	
・	・	1	2	3	4	5																																																																																																																																																																																																	
6	7	8	9	10	11	12																																																																																																																																																																																																	
13	14	15	16	17	18	19																																																																																																																																																																																																	
20	21	22	23	24	25	26																																																																																																																																																																																																	
27	28	29	30	31	・	・																																																																																																																																																																																																	
・	・	・	・	・	・	・																																																																																																																																																																																																	
<p>令和6年11月</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr> <tr><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td></tr> <tr><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td></tr> <tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr> </tbody> </table>	日	月	火	水	木	金	土	・	・	・	・	・	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	・	・	・	・	・	・	・	<p>令和6年12月</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td></tr> <tr><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td></tr> <tr><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr> <tr><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr> </tbody> </table>	日	月	火	水	木	金	土	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	<p>令和7年1月</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr> <tr><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td></tr> <tr><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td></tr> <tr><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr> </tbody> </table>	日	月	火	水	木	金	土	・	・	・	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	・	・	・	・	・	・	・	・	<p>令和7年2月</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>1</td></tr> <tr><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> <tr><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td></tr> <tr><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr> <tr><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr> </tbody> </table>	日	月	火	水	木	金	土	・	・	・	・	・	・	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	・	・	・	・	・	・	・	・
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																	
・	・	・	・	・	1	2																																																																																																																																																																																																	
3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																																																																																																	
10	11	12	13	14	15	16																																																																																																																																																																																																	
17	18	19	20	21	22	23																																																																																																																																																																																																	
24	25	26	27	28	29	30																																																																																																																																																																																																	
・	・	・	・	・	・	・																																																																																																																																																																																																	
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																	
1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																																																																	
8	9	10	11	12	13	14																																																																																																																																																																																																	
15	16	17	18	19	20	21																																																																																																																																																																																																	
22	23	24	25	26	27	28																																																																																																																																																																																																	
29	30	31	・	・	・	・																																																																																																																																																																																																	
・	・	・	・	・	・	・																																																																																																																																																																																																	
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																	
・	・	・	1	2	3	4																																																																																																																																																																																																	
5	6	7	8	9	10	11																																																																																																																																																																																																	
12	13	14	15	16	17	18																																																																																																																																																																																																	
19	20	21	22	23	24	25																																																																																																																																																																																																	
26	27	28	29	30	31	・																																																																																																																																																																																																	
・	・	・	・	・	・	・																																																																																																																																																																																																	
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																	
・	・	・	・	・	・	1																																																																																																																																																																																																	
2	3	4	5	6	7	8																																																																																																																																																																																																	
9	10	11	12	13	14	15																																																																																																																																																																																																	
16	17	18	19	20	21	22																																																																																																																																																																																																	
23	24	25	26	27	28	・																																																																																																																																																																																																	
・	・	・	・	・	・	・																																																																																																																																																																																																	
<p>令和7年3月</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>1</td></tr> <tr><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> <tr><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td></tr> <tr><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr> <tr><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td></tr> <tr><td>30</td><td>31</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr> </tbody> </table>	日	月	火	水	木	金	土	・	・	・	・	・	・	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	・	・	・	・	・	<p>令和7年4月</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>・</td><td>・</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td></tr> <tr><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td></tr> <tr><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td></tr> <tr><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr> </tbody> </table>	日	月	火	水	木	金	土	・	・	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	<p>令和7年5月</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr> <tr><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td></tr> <tr><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td></tr> <tr><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr> </tbody> </table>	日	月	火	水	木	金	土	・	・	・	・	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	・	・	・	・	・	・	・	<p>令和7年6月</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td></tr> <tr><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td></tr> <tr><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr> <tr><td>29</td><td>30</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr> </tbody> </table>	日	月	火	水	木	金	土	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																	
・	・	・	・	・	・	1																																																																																																																																																																																																	
2	3	4	5	6	7	8																																																																																																																																																																																																	
9	10	11	12	13	14	15																																																																																																																																																																																																	
16	17	18	19	20	21	22																																																																																																																																																																																																	
23	24	25	26	27	28	29																																																																																																																																																																																																	
30	31	・	・	・	・	・																																																																																																																																																																																																	
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																	
・	・	1	2	3	4	5																																																																																																																																																																																																	
6	7	8	9	10	11	12																																																																																																																																																																																																	
13	14	15	16	17	18	19																																																																																																																																																																																																	
20	21	22	23	24	25	26																																																																																																																																																																																																	
27	28	29	30	・	・	・																																																																																																																																																																																																	
・	・	・	・	・	・	・																																																																																																																																																																																																	
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																	
・	・	・	・	1	2	3																																																																																																																																																																																																	
4	5	6	7	8	9	10																																																																																																																																																																																																	
11	12	13	14	15	16	17																																																																																																																																																																																																	
18	19	20	21	22	23	24																																																																																																																																																																																																	
25	26	27	28	29	30	31																																																																																																																																																																																																	
・	・	・	・	・	・	・																																																																																																																																																																																																	
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																	
1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																																																																	
8	9	10	11	12	13	14																																																																																																																																																																																																	
15	16	17	18	19	20	21																																																																																																																																																																																																	
22	23	24	25	26	27	28																																																																																																																																																																																																	
29	30	・	・	・	・	・																																																																																																																																																																																																	
・	・	・	・	・	・	・																																																																																																																																																																																																	

□の日が特別徴収納期限です。